

# 利用上の注意

この報告は、平成19年(2007年)12月31日現在で実施された『工業統計調査(経済産業省所管指定統計第10号)』における「広島県内の製造事業所(従業者4人以上)」について、本県が独自に集計した結果である。

## 【工業統計調査(経済産業省所管)】

『統計法(昭和22年法律第18号)』に基づく国の「指定統計調査(指定統計第10号)」として、工業(製造業)の実態を明らかにすることを目的に、全国の製造事業所(工場)を対象に、経済産業省が毎年12月31日現在で実施している調査(工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号))であり、その調査結果は、産業振興、地域開発等の基礎資料として行政上はもとより各方面で広く活用されている。

※西暦末尾「0, 3, 5, 8」の年は全事業所、それ以外の年は従業者4人以上の事業所が調査対象

**調査の期日** 平成19年(2007年)12月31日現在

**調査の範囲** 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類F-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)

**調査の方法** 申告者(事業所の管理責任者)の自計申告  
《調査票》・従業者30人以上の事業所 ……「工業調査票甲」(巻末添付)  
・従業者29人以下の事業所 ……「工業調査票乙」(巻末添付)

## 主な集計項目と用語の説明

- ① **事業所数**は、平成19年12月31日現在の数値であり、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- ② **従業者数**は、平成19年12月31日現在の数値であり、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者の合計(臨時雇用者は除く)をいう。
  - (ア) **常用労働者**とは、次のいずれかのものをいう。
    - (a) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
    - (b) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
    - (c) 人材派遣会社からの派遣従業者、他の企業からの出向従業者などで上記(a)、(b)に該当する者
    - (d) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支給を受けている者
    - (e) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
  - (イ) **個人事業主及び無給家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。
  - (ウ) **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ③ **常用労働者年間延人数**とは、常用労働者の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものをいう。
- ④ **現金給与総額**は、平成19年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計額で、税込みの金額(所得税、保険料、組合費等を差し引く前の金額)をいう。
  - (ア) 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額
    - ・「基本給、諸手当」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによってあらかじめ定められている給与条件によるもの(例:基本給の他、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など)
    - ・「特別に支払われた給与」とは、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与など
  - (イ) その他の給与額  
常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当と、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業へ出向させている者に対する負担額など
- ⑤ **原材料使用額等**は、平成19年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額をいい、消費税額を含む。  
※本文中にあっては、「原材料使用額等」を「原材料額」と表記

- (ア) 原材料使用額  
主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料，工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい，原材料として使用した石炭，石油なども含む。また，下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には，支給した原材料の額も含む。
- (イ) 燃料使用額  
生産段階での使用額をいい，荷物運搬用及び暖房用の燃料等を含む。
- (ウ) 電力使用額  
購入した電力の使用額をいい，自家発電は含まない。
- (エ) 委託生産費  
原材料又は中間製品を他事業所に支給して製造又は加工を委託した場合，これに支払った加工賃をいう。
- (オ) 製造等に関連する外注費  
生産設備の保守・点検・修理，機械・装置の操作，製品に組み込まれるソフトウェアの開発など，事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- (カ) 転売した商品の仕入額  
平成19年1年間において，実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- ⑥ 製造品出荷額等とは，平成19年1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，製造工程から出たくず及び廃物の出荷額，及びその他の収入額の合計額をいい，消費税等の内国消費税額を含む。  
※本文中にあつては，「製造品出荷額等」を「出荷額」と表記  
なお，品目別統計表は産業の格付けとは関係なく，当該品目を生産したすべての事業所が集計されているため，従業者4人以上の事業所に関する産業分類別の統計表とは一致しない。
- (ア) 製造品出荷額  
平成19年1年間に出荷した（同一企業の他の事業所への引渡しも含む。）製造品の工場出荷価額（船舶の修理料を含む。）
- (イ) 加工賃収入額  
平成19年1年間に他の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工，処理を加え引き渡したものに対して，受け取った又は受け取るべき加工賃の額
- (ウ) 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額  
平成19年1年間に出荷した（同一企業の他の事業所への引渡しも含む。），製造工程から出たくず及び廃物の工場出荷価額
- (エ) その他の収入額  
上記(ア)～(ウ)以外（例えば，転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの），修理料収入額，冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。
- ⑦ 製造品在庫額，半製品，仕掛品の価額及び原材料，燃料の在庫額とは，事業所が所有するものを帳簿価額により記入したものをいう。
- ⑧ 有形固定資産は，平成19年1年間における数値であり，帳簿価額によつてゐる。  
(ア) 取得額等には，土地，建物及び構築物（土木設備，建物附属設備を含む），機械及び装置（附属設備を含む），船舶・車両・運搬具・耐用年数1年以上の工具・器具・備品等の区分がある。  
(イ) 建設仮勘定の増加額とは，この勘定の借方に加えられた額をいい，減少額とは，この勘定から他の勘定に振替えられた額をいう。  
(ウ) 除却額とは，有形固定資産の売却，撤去，滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ⑨ リース契約による契約額及び支払額  
リースとは，賃貸借契約であつて，物件を使用する期間が1年を超え，契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。  
リース契約額とは，新規に契約したリースのうち，平成19年1月から12月までにリース物件が納入，設置されて検収が完了し，物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額で，消費税額を含む。  
リース支払額とは，平成19年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額で，消費税額を含む。

## 計算項目の算式

- ① 生産額  
＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)  
＋ (半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)
- ② 付加価値額  
(ア) 「従業者30人以上の事業所」の場合  
製造品出荷額等 ＋ (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)  
＋ (半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)  
－ (消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額) － 原材料使用額等 － 減価償却額

(イ) 「従業員4～29人の事業所」の場合

製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等

※ 平成12年までの付加価値額は、従業員4～9人の事業所については粗付加価値額であり、平成13年以降の付加価値額は、従業員4～29人の事業所については粗付加価値額となっている。

③ 粗付加価値額

= 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等

④ 付加価値率

= [付加価値額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}] × 100

⑤ 従業員1人当たり付加価値額

= 付加価値額 / {常用労働者年間月平均数(延べ常用労働者数/12) + 個人事業主及び無給家族従業員数}

⑥ 現金給与率 = [現金給与総額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}] × 100

⑦ 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額

= 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額 / 常用労働者のうち雇用者数

⑧ 労働分配率 = (現金給与総額 / 付加価値額) × 100

⑨ 原材料率 = [原材料使用額等 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}] × 100

⑩ 在庫率 = [年末在庫額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}] × 100

⑪ 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減

⑫ 有形固定資産純投資額 = 有形固定資産投資総額 - 有形固定資産除却額 - 減価償却額

⑬ 資本装備率 = 有形固定資産年末現在高 / 常用労働者年間月平均数 (延べ常用労働者数/12)

⑭ 資本係数 = 有形固定資産年末現在高 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}

※ 内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。平成13年調査より、内国消費税額については消費税を除く調査としたことから、「推計消費税額」の算出にあたっては、直接輸出分を除いている。

**記号及び注記**

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。

また、「X」は事業所数、従業員数を除く項目での秘匿である。これは、1又は2の事業所に関する数値をそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

**その他の注意事項**

- (1) 今回公表の数値は、県の独自集計であり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 表中の数値は四捨五入したため、内訳が合計に一致しない場合がある。
- (3) 1つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主要な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定する(産業格付)ので、各品目の当該年の製造品出荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (4) 日本標準産業分類の改訂により、平成14年以降の数値は新分類で組替えている。  
また、解析表及び参考表の平成13年以前の数値は旧分類による。※ 別表1参照
- (5) 平成19年調査において、調査項目が追加(転売収入など製造活動以外の項目を新たに調査)されたことなどにより、製造品出荷額等及び付加価値額については、前年までの数値とは接続しなくなった。このため、前年までとの比較ができるよう、前年までの定義に近似する形で県が独自に算出した数値を「参考値」とした。
- (6) 1つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主要な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定する(産業格付)ので、各品目の当該年の製造品出荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (7) 本書では「27 電気機械器具製造業」「28 情報通信機械器具製造業」「29 電子部品・デバイス製造業」の3つの産業を合わせて「電気機械器具製造業(旧分類)」としているところがある。
- (8) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。  
例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1521 洋紙・機械すき和紙製造業（1521洋紙製造業、1523機械すき和紙製造業を統合）	1521 洋紙製造業 1523 機械すき和紙製造業

(9) 「中分類19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	細分類	製造品名	細分類
家具	1499	人形	3232
プラスチック版	1621	運動用具	3234
写真フィルム（乾板を含む）	1795	事務用品	3241-3249
履物・同附属品	2022	装身具、装飾品	3251
かばん	2161	ボタン	3253
袋物	2171	かつら	3255
ハンドバッグ	2172	漆器	3261
歯車（時計用、がん具用を除く）	2675	畳	3272
軸受（時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く）	2675	うちわ、扇子	3273
軸受（玉軸受、ころ軸受）	2694	ほうき、ブラシ	3274
抵抗器（配電制御用）	2713	傘・同部分品	3275
コンデンサ（通信機用を除く）	2719	喫煙用具	3277
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914	魔法瓶	3278
眼鏡	3161	看板、標識機	3292
歯車（時計用）、軸受（時計用）	3171	パレット（運搬用）	3293
時計側	3172	モデル、模型	3294
楽器	3221-3229	工業用模型	3295
がん具、歯車（がん具用）、軸受（がん具用）	3231	レコード	3296

【問い合わせ先】 広島県 企画振興局 政策企画部 統計課 商工統計グループ  
〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL (082)513-2542 (ダイヤルイン)

この内容については、次のホームページにも掲載している。

「広島県の統計」 <http://db1.pref.hiroshima.lg.jp/toukei/index.html>

(別表1) 工業統計調査の産業分類、品目番号の改訂について

- ① 「もやし製造業」と「新聞業及び出版業」について、それぞれ、大分類「A－農業」、「H－情報通信業」へ産業分類が移行した。（「F－製造業」を範囲とする工業統計調査の対象ではなくなった。）
- ② 「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」へ3分割された。
- ③ 「武器製造業」は、「その他の製造業」へ統合された。

旧分類（平成13年（2001年）以前）			新分類（平成14年（2002年）以降）	
産業中分類番号	産業名称		産業中分類番号	産業名称
12	食料品製造業	もやし製造業は「農業」へ（工業統計調査の対象外）	9	食料品製造業
13	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
14	繊維工業		11	繊維工業
15	衣服・その他の繊維製品製造業		12	衣服・その他の繊維製品製造業
16	木材・木製品製造業		13	木材・木製品製造業
17	家具・装備品製造業		14	家具・装備品製造業
18	パルプ・紙・紙加工品製造業		15	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	出版・印刷・同関連産業		<b>16</b>	<b>印刷・同関連業</b>
20	化学工業		17	化学工業
21	石油製品・石炭製品製造業		18	石油製品・石炭製品製造業
22	プラスチック製品製造業	19	プラスチック製品製造業	
23	ゴム製品製造業	20	ゴム製品製造業	
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	
25	窯業・土石製品製造業	22	窯業・土石製品製造業	
26	鉄鋼業	23	鉄鋼業	
27	非鉄金属製造業	24	非鉄金属製造業	
28	金属製品製造業	25	金属製品製造業	
29	一般機械器具製造業	26	一般機械器具製造業	
30	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業を3分割	<b>27</b>	<b>電気機械器具製造業</b>
31	輸送用機械器具製造業		<b>28</b>	<b>情報通信機械器具製造業</b>
32	精密機械器具製造業		<b>29</b>	<b>電子部品・デバイス製造業</b>
33	武器製造業	武器製造業をその他の製造業へ統合	30	輸送用機械器具製造業
34	その他の製造業		31	精密機械器具製造業
			<b>32</b>	<b>その他の製造業</b>

※ 武器製造業をその他の製造業へ統合

(別表2) 産業3類型について

産業3類型とは、日本標準産業分類の「大分類F-製造業」を、次の3つの型に分類したものをいう。

産業3類型	産業中分類（数字は、産業中分類番号）	
生活関連型産業	09 食料品製造業	14 家具・装備品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	16 印刷・同関連業
	11 繊維工業	21 なめし革・同製品・毛皮製造業
	12 衣服・その他の繊維製品製造業	32 その他の製造業
素材関連型産業	13 木材・木製品製造業	20 ゴム製品製造業
	15 パルプ・紙・紙加工品製造業	22 窯業・土石製品製造業
	17 化学工業	23 鉄鋼業
	18 石油製品・石炭製品製造業	24 非鉄金属製造業
	19 プラスチック製品製造業	25 金属製品製造業
機械関連型産業	26 一般機械器具製造業	29 電子部品・デバイス製造業
	27 電気機械器具製造業	30 輸送用機械器具製造業
	28 情報通信機械器具製造業	31 精密機械器具製造業